様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更
根拠条例･規則等名		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
条項		第１８条
所管部課		建設局 建築行政部 建築審査課（電話：048-646-3243）
審査基準	基準 （未設定の場合はその理由）	第 17 条第 3 項の認定を受けた者は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更（規則第 11 条）を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。 第 17 条の規定は第 18 条第 1 項の場合について準用する。 規則第 11 条 （法第 18 条第 1 項の主務省令で定める軽微な変更） 法第 18 条第 1 項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の 3 月以内の変更とする。
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定　平成 19 年 3 月 31 日最終改正
標準処理期間	期間 （未設定の場合はその理由）	３０日間
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定　平成 20 年 4 月 1 日最終改正
備考		